

蓄電池設備に関する規定が変わりました！

施行日：令和6年1月1日

- ・これまで、蓄電池設備の規制は4,800Ah・セル以上のものを対象としていましたが、蓄電池の種別により電圧が異なることから、その種別によって電力量(kWh(キロワット時))に差が生じている状況でありました。
- ・国際規格では、安全性に関する指針については電力量の高・低で分類することとされているため、消防庁において蓄電池の種別ごとに火災リスクを整理し、規制単位、規制対象と届出対象の見直しを行いました。
- ・規制対象を10kWh超に変更しました。ただし、10kWhを超えるものにあっても、一定の火災安全性を確保するJIS規格等に適合するものは規制の対象から除外されます。

改正前

Ah・セル	火災予防条例の適合の要否	届出の要否
4,800Ah・セル未満	対象外	不要
4,800Ah・セル以上	火災予防条例への適合	必要



改正後

蓄電池容量	火災予防条例の適合の要否	届出の要否
10kWh以下	対象外	不要
10kWh超 20kWh以下	※ 7号告示第2に適合するものは対象外	不要
20kWh超	火災予防条例への適合 ※ 7号告示第3に適合するものは離隔距離不要	必要

※蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）

お問い合わせ先 予防課 設備指導係 ☎ 043-481-1217

E-mail yobou@119-sys.jp

固体燃料に関する規定（条例別表第3）が変わりました！

施行日：令和6年1月1日

- ・これまで、炭火焼き器等の固体燃料を使用した厨房設備の離隔距離が規定されていなかったため、「上記に分類されないもの」欄に定めている離隔距離が適用されていました。
- ・改正後は、固体燃料を使用する厨房設備として、木炭を燃料とする「炭火焼き器」について、建築物等や可燃性の物品までの火災予防上安全な距離を「別表第3」に新たに規定しました。
- ・「炭火焼き器」とは、主に業務用の厨房設備として定置使用されるもので、耐火レンガとモルタルで作られた燃焼室部分を金属のフレームで覆う等の構造をしているもので、木炭を燃料として食材を加熱調理するものを指します。

種類			離隔距離 (cm)					備考
			入力	上方	側方	前方	後方	
(略)								
厨房設備	気体燃料	不燃以外 開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 kW以下	100	1.5注	1.5	1.5注
			据置型レンジ	21 kW以下	100	1.5注	1.5	1.5注
		不燃 開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 kW以下	80	0	-	0
			据置型レンジ	21 kW以下	80	0	-	0
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの 炭火焼き器	-	100	50	50	50
		不燃	木炭を燃料とするもの 炭火焼き器	-	80	30	-	30
上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの		-	250	200	300	200	
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの		-	150	100	200	100	
	使用温度が300℃未満のもの		-	100	50	100	50	
(略)								



お問い合わせ先 予防課 設備指導係 ☎ 043-481-1217

E-mail yobou@119-sys.jp